



就学援助費



受給申請

○受付期間 令和8年4月8日から
令和8年4月30日まで

○対象者 市内在住の小・中学生の保護者で
経済的にお困りの方

※ 経済的にお困りであることを審査の上、認定します

○給付方法 保護者口座へ振込
※ 年間3回程度に分割して振込

○申請方法 彦根市電子申請サービス
または、就学援助費受給申請書

QRコード



← 電子申請はこちらから

※ 就学援助制度の詳細は、
彦根市ホームページをご確認ください



U R L https://apply.e-tumo.jp/city-hikone-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1653

彦根市教育委員会事務局 学校教育課
(電話番号) 0749-24-7973

受給申請から支給まで



ステップ
①



受給申請

4/8 ~ 4/30

彦根市電子申請サービスの入力項目に沿って、児童生徒の情報や振込先の口座等を入力ください。

※ 口座情報を入力するため、通帳を準備ください。

- ※ 学校から自転車通学が許可された新中学一年生に限り、あわせて通学用自転車購入費の補助申請をすることができます。申請には、購入したことが分かる領収書等と、学校から配布される通学用自転車の許可シールの番号が必要です。通学用自転車の許可シールの配布時期は学校により異なりますので、通学用自転車購入費の補助申請をされる方は、学校からシールが配布された後、4月30日までに就学援助費の申請を行ってください。

ステップ
②



審査結果

7月中旬

審査結果は書面で通知します。認定の場合は、学校から交付します。

- ※ 審査結果が出るまで、学校給食費は通常とおり生じます。認定になった児童生徒の学校給食費は、保護者に代わって学校教育課から彦根市学校給食センターへ代理納付をします。

ステップ
③



支給

認定の場合、申請時に記載の保護者口座へ就学援助費を振込します。

- ※ 年間3回程度に分けて振込します。
(参考：令和7年度) 8月末、12月末、2月末
- ※ 口座名義人の名前等、口座情報が申請後に変更になる場合は、学校教育課まで必ず連絡をしてください。
連絡がない場合、口座エラーにより振込することができません。

- ※ 受付期間後も申請することはできませんが、認定の月数に応じて支給します。なお、通学用自転車購入費の補助申請の受付は4月30日までです。
- ※ 昨年度に認定された方も、学年が変わると新たに申請が必要です。
- ※ 認定後、引越し等により彦根市から転出する場合は、学校教育課まで連絡ください。

